

令和7年度 SDS 電子化補助金事業実施要領

(実施者) 中央労働災害防止協会

(通則)

第1条 SDS 電子化補助金交付要領(以下「交付要領」という。)第1に規定する SDS 電子化補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本要領は、交付要領の諸規定に基づき、中央労働災害防止協会(以下「中災防」という。)が行う SDS 電子化補助金(以下「SDS 補助金」という。)の交付手続等を定め、もって当該事務の適正かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(SDS 電子化補助金事務センターの設置)

第3条 中災防は、事業部内に SDS 電子化補助金事務センター(以下、「補助金センター」という)を設置し、SDS 補助金の交付事務等を実施する。

(交付の対象)

第4条 SDS 補助金の交付の対象は、交付要領別表第1欄に掲げる SDS に係るシステムの所有者(ライセンス契約により利用している場合を含む)若しくは購入予定者(以下、「所有者等」という。)であり、かつ、交付要領第3の2及び交付要領第3の7(1)の要件に適合する者とする。

なお、システムの所有者等には割賦契約者、リース契約者及びライセンス契約者も含むこととするが、割賦契約者については、システムの所有権が補助金請求書類提出時までに所有者等に完全移転していることを要件とする。

- 2 中災防は、交付要領別表の第2欄に掲げる補助対象経費について、補助金の範囲内において、SDS 補助金を交付する。
- 3 補助対象経費について、同一目的で他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。
- 4 交付決定前に契約を行い及び購入し、これを申請した場合は交付の対象としない。
- 5 交付決定後に申請内容と異なる契約及び購入をした場合は、これを交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 SDS 補助金の交付額は、交付要領第3の3に規定する方法により算定すること。

なお、割賦契約を締結する場合は、割賦対象の所有権が割賦終了後に契約者に完全移転することを証する契約書を締結し、これを補助対象経費として算定すること。

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、補助実施年度に支払われるものとする。この場合、複数年分を補助実施年度に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分を補助対象とする。

(交付の申請)

第6条 SDS 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、中災防が厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課(以下「担当課」という。)と協議して別

に定める期間（以下「申請期間」という。）中に、実施要領様式1「令和7年度 SDS 電子化補助金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して申請すること。

申請期間は、申請開始日から別途中災防が担当課と協議して定める日まで（当日到着分まで有効）とする。

必要書類とは次の書類とする。

- (1) 補助対象に係る経費が明記されている見積書の写し（見積書の有効期限等が申請年度のものに限る）
 - (2) 交付要領第3の7（1）ウに記載された事項の誓約書（実施要領様式2）
 - (3) 令和6年度の労働保険料納付証明書（令和6年度労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し及び口座振替事実を現す書面（通帳の写し等）でも可）
 - (4) 申請対象システムの概要を記載した書面（交付要領別表第1欄に掲げるシステムの基準に全て適合していることを含む。）
 - (5) 割賦契約者は、割賦計画書（書面で提出されたものに限る。様式は任意で可）
- 2 申請者は、添付資料を添えて申請書を郵送、電子申請等により提出すること。期限日までに申請書が提出されない場合は、当該登録を無効とする。
- 3 申請者は、中災防から、申請書提出後に書類の不備等の連絡を受けた場合には、通知後、1カ月以内に所要の措置を講じなければならない。
- 中災防は、申請者が所定期限までに所要の措置を講じない場合には、当該申請を不交付決定する。
- なお、申請者が不交付決定された申請の書類等の不備を正し、再申請することを妨げない。
- 4 中災防は、申請期間中に SDS 補助金申請の総額が予定額に達したとき、あるいは、緊急の事態が生じた場合には、事前の告知なく申請の受付を中止する。その場合には、速やかに、中災防ホームページに掲示する。
- 中災防は、各月の登録状況等について、中災防ホームページで公開する。

（審査基準等）

第7条 審査の基準等は、SDS 電子化補助金審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）に諮り、意見等を徴取の上、担当課が定める。

（交付決定・不交付決定）

第8条 中災防は、申請者から申請書等の提出があった場合には、審査委員会に諮り、審査委員会は、審査基準等に基づき審査し、その結果について中災防に答申する。中災防は、審査委員会の答申に基づき、交付又は不交付の決定を行う。

なお、決定後には、その旨を実施要領様式3「令和7年度 SDS 電子化補助金交付・不交付決定通知書」により申請者へ通知する。

（交付申請・交付決定の取り下げ）

第9条 申請者が、申請の全部又は一部を取り下げようとするときには、以下の書面を中災防に提出すること。中災防は、書面受理後に交付決定の全部を取消し、実施要領様式3「令和7年度 SDS 電子化補助金交付・不交付決定通知書」により申請者へ通知する。

なお、申請者が、交付決定前に契約及び購入した場合は、本条に基づく申請の取り下げを行うこと。

- 1 交付決定前の申請取下げは、実施要領様式4「交付申請取下げ申立書」により行うこと。（上記の交付決定前に既に購入した場合についても様式4を使用すること）
- 2 交付決定後の決定取下げは、実施要領様式4の2「交付決定取消し申立書」により行う

こと。

- 3 申請者から申請取下げの意見表示がなされた後に一カ月を超えて所要の措置がなされない場合には、中災防が職権で当該申請を取消することができる。

(補助金請求及び支払い等)

第10条 申請者は、交付決定に基づき支出した補助対象経費について、実施要領様式5「令和7年度 SDS 電子化補助金請求書」(以下「補助金請求書等」という。)に証拠書類等を添付の上、郵送、電子申請等により中災防が別途定める期日までに(当日到着分まで有効)中災防に提出すること。

なお、証拠書類等とは次の書類とする。

- (1) 補助対象に係る経費が明記されている納品書・請求書・領収書(又は銀行振込明細書の写し)
 - (2) 割賦契約者については、割賦契約書等及び割賦支払実績が証明できる領収証書等の写し
 - (3) 売買契約書(写)等
 - (4) 別途中災防より提供する電子情報を補助対象システムで読み込みを行い、判読可能な SDS として印字したもの
 - (5) 担当課が示すシステム導入に係るチェックシート
- 2 中災防は、交付要領第3の8(2)により、SDS 電子化補助金額が確定した場合には実施要領の様式6「令和7年度 SDS 電子化補助金交付額支給決定通知書」又は、実施要領様式6の2「令和7年度 SDS 電子化補助金交付額不支給決定通知書」(以下「通知書」という。)により申請者に通知する。
 - 3 中災防は、交付要領の第3の8(3)により、SDS 補助金の支払いを行う。
支払いは、申請者の銀行口座への振込みによって行い、提出すべき補助金請求書等及び証拠書類等の整った申請者から順に手続き完了後に行う。なお、支払いは、原則、補助金請求書等が提出された翌月末までをめぐりに行う。

(取得財産の管理等)

第11条 SDS 補助金の交付による取得財産の管理等は以下のとおりとする。

- 1 申請者は、SDS 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、実施要領様式7「取得財産等管理台帳」又は様式7と同様の情報を記載した台帳等を備え、SDS 補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、SDS 補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 申請者は、取得財産等のうち、SDS 補助事業により取得した財産について、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後、5年以内に、中災防の承認を受けずに、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)(以下「処分」という。)を行ってはならない。
- 3 交付決定の属する会計年度の終了後5年以内に取得財産を処分しようとするときは、速やかにその旨を書面で中災防に提出しなければならない。
中災防は、当該書面を受けて交付決定を取消し、期限を付して当該取消に係る SDS 補助金の全部又は一部の返納を求める。
- 4 前第三号の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合、中災防は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。
- 5 中災防は、申請者が前第一号から第三号の規定に違反していないこと等の確認が必要と認めるときは、申請者に対し、実地又は書面による調査(以下「調査等」という。)を

行う。なお、この際、申請者は当該調査等を拒んではならない。

(交付決定の取消等)

第 12 条 中災防は、申請者が交付要領第 4 の 1 (1) から (5) のいずれかに該当する場合、又は実施要領第 11 条に違背するときには、交付要領第 4 の 1 の審査委員会の審査を経て、実施要領第 8 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 中災防は、前項の取消を行うに当たり既に当該取消に係る部分に関し SDS 補助金が交付されているときは、交付要領第 4 の 2 の取り扱いに基づき、期限を付して当該 SDS 補助金の返還を命ずる。

この返還については、実施要領第 11 条第 4 号の規定を準用する。

(支給決定の取消等)

第 13 条 中災防は、補助金請求書等の提出が、中災防が別途定める補助金請求期限までになされない場合もしくは、補助金請求書等を提出後に、内容等に不備があり不支給とする場合には、実施要領様式 6 の 2 「令和 7 年度 SDS 電子化補助金不支給決定通知書」により申請者へ通知する。

2 SDS 補助金支給後の受領取下げは、実施要領様式 8 「受領取下げ申立書(返還)」により行うこと。

(申請情報の管理)

第 14 条 中災防は、申請者への SDS 補助金の支給簿を整備し、本事業において支給を行った申請者の氏名、補助対象システム等、支給金額等の支給に係る情報を管理すること。

また、中災防が補助事業者でなくなった場合は、当該支給簿を国に返還すること。

(秘密の保持)

第 15 条 中災防は、申請者及び申請者が実施要領に従って提出された各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、SDS 補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理する。

(暴力団排除に関する誓約等)

第 16 条 申請者は、SDS 補助金の交付申請を行うに際しては、実施要領様式 1 の申請書に実施要領様式 2 の誓約書を添付し、誓約すること。

(その他)

第 17 条 実施要領に定めるもののほか、SDS 補助金の交付に関するその他必要な事項は、中災防が別に定めることができる。

附則 (令和 7 年 4 月 1 日)

1 この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

中央労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和 7 年度 SDS 電子化補助金交付申請書

「令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業実施要領」第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)、「労働災害対策費補助金交付要綱」(改正令和 3 年 1 月 6 日)及び「令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業交付要領」の規定によるほか、「令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業実施要領」の定めるところに従います。

記

登録番号	2025-I-		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店 (普通・預金・当座) 口座番号： 口座名：		

・申請する補助対象の詳細

補助対象システム名	メーカー名	システムのバージョン	導入種別 (新規・改修・買換)	数	補助対象経費額	交付申請額
合計						

なお、本様式の提出に当たっては「令和 7 年度 SDS 電子化補助金実施要領」第 6 条に基づき、指定書類を添付します。

上記、補助対象システムの購入・納品日 (わかりましたら下にご記入ください。)
()

様式2（第6条関係）

中央労働災害防止協会 会長 殿

誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 暴力団排除に関する誓約等

下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。あわせて本様式2「役員等名簿」を提出いたします。

- (1) 団体が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告いたします。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合はこの限りではない）。
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと。

3 資格要件等の申告

- (1) 以下の中小企業の定義のいずれかに該当する中小企業であることを申告いたします。

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、下記②～④までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ③ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

④資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

- (2) 労働保険・厚生年金保険等へ法令に基づき適切に加入しており、かつ、未納がないことを申告いたします。
- (3) 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

4 所有権の移転

システム所有にあたっては、所有権が完全に移転していることを誓約します。

5 取得財産の管理及び調査に関する協力

交付決定を受けた日の属する年度から5年以内に補助金を受けた財産を譲渡又、交換、貸し付け、担保に供すること、又は取壊し（廃棄を含む）をしないことを誓約いたします。

あわせて、中災防が取得財産を調査する際には協力することを誓約します。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

様式2 (第6条関係)

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

様式3 (第8条第1項関係)

番 年 月 日

申請者 住 所
 商 号
 代表者氏名 殿
 電話番号

中央労働災害防止協会 会長

令和7年度 SDS 電子化補助金交付・不交付決定通知書

令和7年度 SDS 電子化補助金については、「令和7年度 SDS 電子化補助金事業実施要領」第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

登録番号	2025 - I -		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店	(普通・預金・当座) 口座番号： 口座名：	

・交付決定対象システムの詳細

補助対象システム名	メーカー名	システムのバージョン	導入種別 (新規・改修・買換)	数	補助対象経費額	交付決定額
合計						

・不交付決定対象システムの詳細

補助対象システム名	メーカー名	システムのバージョン	導入種別 (新規・改修・買換)	数	補助対象経費額	不交付決定額
合計						

申請者は、この決定日から令和8年2月20日(必着)までに様式5「令和7年度 SDS 電子化補助金請求書」及びその「証拠書類」を提出すること。

様式4（第9条第一号関係）

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号

交付申請取下げ申立書

「令和7年度 SDS 電子化補助金事業」について、申請を行いましたが、
（ ）の事情により、申請を辞退いたします。

様式4の2（第9条第二号関係）

年 月 日

中央労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号

交付決定取下げ申立書

「令和7年度 SDS 電子化補助金事業」について、「令和7年度 SDS 電子化補助金交付決定通知書」を受領しましたが、（ ）の事情により、交付決定を辞退いたします。

中央労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和7年度 SDS 電子化補助金請求書

「令和7年度 SDS 電子化補助金交付決定通知書」を受け、補助対象経費を支出しましたので、「令和7年度 SDS 電子化補助金実施要領」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求いたします。

記

1 登録番号：2025 - I -

2 補助対象の詳細

様式5の添付書類「補助対象の詳細一覧表」のとおり

3 補助対象経費支出額及び支出日

支 出 額 ※	円
支出年月日	令和 年 月 日

4 「交付決定額」及び「中災防への請求金額」

交付決定額	円
請 求 金 額	円

5 振込先口座：

銀行名		支店名	
口座科目		口座番号	
口座名義			

6 「令和7年度 SDS 電子化補助金実施要領」第10条に基づき、証拠書類等を添付し、提出する。

様式6（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

中央労働災害防止協会 会長

令和7年度 SDS 電子化補助金交付額支給決定通知書

（申請番号 2025-I- ）により交付決定を行った SDS 電子化補助金に関わる「令和7年度 SDS 電子化補助金請求書」に基づき、下記のとおり交付額を「令和7年度 SDS 電子化補助金実施要領」第10条第2項の規定により通知します。

記

交 付 額 金 円

様式6の2（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

中央労働災害防止協会 会長

令和7年度 SDS 電子化補助金交付額不支給決定通知書

（申請番号 2025-I- ）により交付決定を行った SDS 電子化補助金に関わる
「令和7年度 SDS 電子化補助金請求書」に基づき、下記のとおり不交付額を「令和7年
度 SDS 電子化補助金実施要領」第10条第2項の規定により通知します。

記

不 交 付 額 金 円

令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

事 業 所 名

管理責任者

区分	財 産 名	メーカ ー名	単位	数 量 (注 2)	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日 (注 3)	保管場所	備 考

(注 1) 本様式は、申請者(申請者)が記入して保存すること。

(注 2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注 3) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注 4) 本様式と同一項目を備えれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。

様式8 (第13条関係)

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

中央労働災害防止協会 会長

令和7年度 SDS 電子化補助金支給決定取消通知書

(申請番号 2025-I-)により交付決定を行った SDS 電子化補助金に関わる「令和7年度 SDS 電子化補助金請求書」について()の理由により、下記のとおり支給決定を取り消したので、「令和7年度 SDS 電子化補助金実施要領」第13条の規定により通知します。

記

取消支給決定額 金 円

中央労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号 (- -)

登録番号

受領取下げ申立書(返還)

「令和 7 年度 SDS 電子化補助金事業」について、「令和 7 年度 SDS 電子化補助金」を受領しましたが、下記の事由により、取得した財産を処分致したく存じますので、よろしくお取り計らいください。

なお、受領した補助金については、令和 7 年度 SDS 電子化補助金実施要領第 11 条 4 号の規定に基づき返還いたします。

<p>処分しようとする 財産の明細</p>	<p>※購入年月日、購入金額、補助金受領額、システム名、数、メーカー名を記載すること。</p>
<p>処分しようとする 内容</p>	<p>※廃棄、返品、譲渡 等 の内容を詳細に記載すること。</p>
<p>処分しようとする 理由</p>	<p>※理由について詳細に記載すること。処分理由が社会通念に照らして不当な場合や処分内容の記載が不十分な場合には、処分が承認されない場合があるので注意すること。</p>
<p>処分しようとする 年月日</p>	<p>令和 年 月 日</p>